

習志野市認知症サポート事業所・ならしのオレンジテラス登録事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が、認知症の人及びその家族(以下「認知症の人等」という。)を積極的に支援しようとする認知症サポート事業所・ならしのオレンジテラス(以下「事業所等」という。)を登録し、事業所等を広く市民に周知することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

(登録対象)

第2条 登録の対象は、次の各号のいずれかに該当する事業所等とする。

(1)本市に所在地を有し、長若しくは所属する構成員1名以上が、市の認知症サポーター養成事業実施要領(平成22年4月1日施行)に定める認知症サポーター養成講座の受講修了者(以下「認知症サポーター」という。)であり、認知症の人への対応を円滑に行うことができる事業所等、又は認知症サポーター等養成事業実施要綱(平成18年7月12日老計発第07120001号厚生労働省老健局課長通知)に規定する他市町村の開催する認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人への対応を円滑に行うことができる事業所等(以下「認知症サポート事業所」という。)

(2)本市に所在地を有し、次に掲げる事項を実施する事業所等(以下「ならしのオレンジテラス」という。)

ア 認知症に対する理解を深めるための活動

イ 参加者相互の交流及び情報交換

ウ 認知症の人の家族及び介護者同士の交流並びに情報交換の機会の提供

エ 認知症及び介護に関する相談に関する対応

オ 認知症の人等の発言機会の確保

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の対象としない。

- (1) 習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第9条第3項の規定による市の求めに応じ、必要な措置を講じることができないもの
- (2) 市税を滞納しているもの
- (3) 宗教的又は政治的活動を伴うもの
- (4) 法令等及び公序良俗に反するもの

(実施事項)

第3条 認知症サポート事業所は、次に掲げる事項を全て実施するものとする。

- (1) 認知症の人等の支援に取り組むこと。
- (2) 市が交付する認知症サポートステッカー(以下「ステッカー」という。)を市民の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 認知症サポーターが接客するときは、オレンジリングの装着等認知症サポーターであることがわかるよう工夫をすること。
- (4) 従業員等の計画的な認知症サポーター養成講座の受講及び認知症サポーターのフォローアップに努めること。
- (5) 認知症の疑いがあり、支援が必要な状況が認められた場合には、高齢者相談センターと連携すること。
- (6) 市からの認知症に関する情報提供及び普及啓発について、可能な限り協力すること。

2 ならしのオレンジテラスは、次に掲げる事項を全て実施するものとする。ただし、天災や感染症等より、参加者の安全確保のためにやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

- (1) テーブル、椅子等を配置し、認知症の人等その他の参加者がくつろいだ気持ちの中で自由に交流できる場を提供すること。
- (2) 地域住民が認知症に対する理解を深める機会を提供すること。
- (3) 利用対象者は、習志野市内に住所を有する認知症の人等及び地域住民並びに医療及び介護の専門職とすること。
- (4) 実施場所は、市内の認知症の人等が安全に集える程度の面積を有

- し、適切な事業運営ができると認められる場所とすること。
- (5) 開催回数は、原則として年4回以上とし、1回当たりの開催時間は2時間程度とすること。
 - (6) 利用に係る料金は、無料とすること。ただし、飲食費等その他の費用実費相当額として、原則として、1人当たり1回500円(消費税及び地方消費税を含む。)以内で、利用者の負担とすることができる。
 - (7) 飲食物を提供するときは、衛生管理に十分留意すること。
 - (8) 開催時、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士等の医療又は介護の専門職を1人以上配置する事業所等は、認知症の人等からの相談に応じるとともに、適切な支援につなげること。その他の事業所等は、キャラバン・メイト、認知症サポーター、認知症の人と家族の会の会員その他市が適当と認める者を1人以上配置し、認知症の人等の状況により、高齢者相談センター等の相談につなげること。
 - (9) 市が配置する認知症地域支援推進員と連携し、市と協働して認知症施策の推進に努めること。
 - (10) 開催時には、市が交付するのぼり旗を掲示すること。
 - (11) 事故の防止、保険の加入等、安全な運営に努めるとともに、ならしのオレンジテラスに係る事故の責任を負うこと。

(登録申請)

第4条 登録を受けようとする事業所等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書等を市長に提出しなければならない。

(1) 認知症サポート事業所

- ア 習志野市認知症サポート事業所登録申請書(別記第1号様式)
- イ その他市長が必要と認める書類

(2) ならしのオレンジテラス

- ア ならしのオレンジテラス登録申請書(別記第2号様式)
- イ 事業所等概要書(別記第3号様式の1又は別記第3号様式の2)
- ウ ならしのオレンジテラス実施計画書(別記第4号様式)
- エ その他市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、登録の可否について習志野市認知症サポート事業所・ならしのオレンジテラス登録可否決定通知書(別記第5号様式)により、事業所等に通知する。

2 市長は、登録を決定した事業所等(以下「登録事業所等」という。)を、認知症サポート事業所・ならしのオレンジテラス登録名簿に掲載する。

3 市長は、登録を決定した認知症サポート事業所(以下「登録サポート事業所」という。)にステッカーを交付し、習志野市ホームページ等で、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 事業所又は団体の名称
- (2) 所在地
- (3) 連絡先
- (4) ホームページアドレス
- (5) 認知症サポート事業所として周知したい事項

4 市長は、登録を決定したならしのオレンジテラス(以下「登録オレンジテラス」という。)にのぼり旗を交付し、習志野市ホームページ等で、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 事業所又は団体の名称
- (2) 事業所又は団体の所在地
- (3) 事業所又は団体の連絡先
- (4) 事業所又は団体のホームページアドレス
- (5) ならしのオレンジテラスの愛称
- (6) ならしのオレンジテラスの会場
- (7) ならしのオレンジテラスの所在地
- (8) 参加費用

- (9) 開催頻度
- (10) 年間予定表
- (11) ならしのオレンジテラスとして周知したい事項

(活動報告)

第6条 登録事業所等は、次の各号に掲げる区分に応じた報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録サポート事業所は、当該年度の末日までに、年間の取組事項を、認知症サポート事業所活動報告書(別記第6号様式)により提出する。
- (2) 登録ならしのオレンジテラスは、ならしのオレンジテラス実施報告書(別記第7号様式)を作成し、その他市長が必要と認める書類を添えて、当該年度において事業を最後に実施した日から1月以内に市長に提出する。

2 前項の規定にかかわらず、第8条の規定により登録の取消しを受けた場合は、認知症サポート事業所活動報告書及びならしのオレンジテラス実施報告書は、廃止届出日又は取消しを受けた日から1月以内に市長に提出する。

(登録内容の変更)

第7条 登録事業所等は、登録した内容に変更があった場合又は登録を取り消す場合は、速やかに登録内容変更届・登録取消申請書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 前項の規定により、登録事業所等から登録の取消しの申し出があったとき。
- (2) 登録事業所等がこの要領の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに当該取消しの内容を当該事業所等に通知する。

3 登録事業所等は、第1項により登録の取消しを受けた場合は、市から交付されたステッカー及びのぼり旗を返還しなければならない。

(個人情報取扱い)

第9条 登録事業所等の従事者は、認知症の人等の個人情報及びプライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。従事者でなくなった後においても同様とする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか事業の実施に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。